

## 卒業証明書等の申請手続きについて

### ○ 必要書類 (来校される場合)

- ① 申請書(必要事項を記入してください。)
- ② 申請者本人であることを証する書類  
例)運転免許証・健康保険証・パスポート等

個人情報保護法の全面施行に伴う山口県個人情報保護条例の一部改正により、卒業証明書等の申請を受理した場合、申請者や代理人の本人確認を行うこととなりました。

- ③ 手数料 1通につき 700円(在学中及び卒業した月の末日までは免除となります)  
現金または、山口県収入証紙により納付してください。

### (郵送の場合)

- ① 申請書(必要事項を記入してください。)
- ② 申請者本人であることを証する2種類以上の書類の写し  
例)運転免許証・健康保険証・パスポート等

個人情報保護法の全面施行に伴う山口県個人情報保護条例の一部改正により、卒業証明書等の申請を受理した場合、申請者や代理人の本人確認を行うこととなりました。

- ③ 手数料 1通につき 700円(在学中及び卒業した月の末日までは免除となります)  
郵便小為替または山口県収入証紙を同封するか、現金書留で送付してください。
- ④ 切手を貼った返信用封筒

※ 郵送の証明は、時間がかかりますので、余裕を持って申し込んで下さい。  
お急ぎの場合は速達などの利用をお勧めしております。

### ○その他

- 1 送付された申請者本人であることを証明する書類等の写しは、証明書発行以外の目的に使用することはありません。
- 2 代理申請の場合は、委任状が必要となります。  
○受任者本人であることを証する書類を申請書に併せ提示してください。  
○委任者が証明対象者本人であることを証する2種類以上の書類等の写しを申請書に併せ提出してください。
- 3 発行できない場合  
学校教育法施行規則第28条第2項の規定により、指導に関する記録の保存期間が5年間であるため、卒業後5年を経過する場合、成績証明書、調査書は発行できません。  
また、学籍に関する記録の保存期間が20年間であるため、卒業後20年を経過する場合、単位修得証明書は、発行できません。  
なお、上記理由により発行できない旨の証明書は作成できますので、必要であれば申し込んでください。

送付先および問い合わせ先

〒751-0826

山口県下関市後田町4丁目25番1号

山口県立下関中央工業高等学校 事務室

TEL:083-223-4117 / FAX:083-223-4118